

# 千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正決定について

千葉労働局

## 「守ろう！確かめよう！この最低賃金」

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む）に適用される千葉県最低賃金及び下記産業の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が下記のとおりとなります。

この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

### 最低賃金一覧表（平成19年度改正）

最低賃金件名	改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引上げ額
千葉県最低賃金	706円	平成19年10月19日	687円	19円
産業別最低賃金	調味料製造業(1)	平成19年12月25日	775円	10円
	鉄鋼業	平成19年12月25日	806円	13円
	一般機械器具製造業(2)	平成19年12月25日	794円	11円
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(3)	平成19年12月25日	791円	12円
	精密機械器具製造業	平成19年12月25日	776円	12円
	各種商品小売業(4)	平成19年12月25日	756円	11円
	自動車（新車）小売業	平成19年12月25日	786円	13円

注(1)は、味そ製造業を除く。

(2)は、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。

(3)は、電球、電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。

(4)は、衣・食・住にわたる各種商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所。

最低賃金の内容についてのお問い合わせは、千葉労働局労働基準部賃金室（Tel.043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお尋ねください。

千葉労働局ホームページ <http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>  
24時間テレホンサービス 043-221-4700